

## 大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱（以下「要綱」という）に基づき、修学資金等の貸与の実施に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱に定めるところによる。

### (募集手続)

第3条 要綱第3条第1号又は第2号に掲げる貸与を受ける者の募集は、公募により実施する。

2 要綱第3条第3項に掲げる貸与を受ける者の募集は、公立大学法人大阪、学校法人大阪医科薬科大学、学校法人関西医科大学及び学校法人近畿大学の医学部長の推薦により実施する。

3 要綱第3条第4号に掲げる貸与を希望する者は、志願時に大阪府地域医療確保修学資金貸与事業同意書を知事に提出しなければならない。

### (貸与の申請)

第4条 修学資金等の貸与を受けようとする者は、大阪府地域医療確保修学資金等貸与申請書（様式第1-1号、様式第1-2号又は様式第1-3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

#### 一 要綱第3条第1号に掲げる者

- イ 在籍する大学の学長又は学部長が作成した推薦書（様式第2号）
- ロ 在学証明書
- ハ 住民票
- ニ 卒業した高等学校の卒業証明書（府の区域外の大学に在籍している場合のみ）
- ホ 保護者の住民票（申請しようとする者が、府の区域外に居住し、府の区域外の大学に在籍し、及び府の区域外の高等学校を卒業している場合のみ）
- ヘ 応募理由書（様式第3-1号）
- ト 連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

#### 二 要綱第3条第2号に掲げる者

- イ 臨床研修を受ける医療機関の長が作成した推薦書（様式第2号）
- ロ 在籍証明書
- ハ 住民票
- ニ 卒業した大学の卒業証明書

- ホ 応募理由書（様式第3-1号）
- へ 連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

### 三 要綱第3条第3号に掲げる者

- イ 在籍する大学の学長又は学部長が作成した推薦書（様式第2号）
- ロ 在学証明書
- ハ 住民票
- ニ 応募理由書（様式第3-2号）
- ホ 連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

### 四 要綱第3条第4号に掲げる者

- イ 在籍する大学の学長又は学部長が作成した推薦書（様式第2号）
- ロ 在学証明書
- ハ 住民票
- ニ 応募理由書（様式第3-2号）
- ホ 連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

#### （貸与者の決定）

第5条 前条の申請があったときは、審査により貸与者を決定する。審査は、書類審査及び面接審査によるものとし、志望動機、医療に対する見識、重点指定診療業務（第11条第2項に定める重点指定診療業務）に対する認識その他必要事項を総合的に判断して決定する。

- 2 前項の規定により貸与者を決定したときは、大阪府地域医療確保修学資金等貸与決定通知書（様式第4号）により通知する。

#### （貸与契約）

第6条 前条の規定により修学資金等の貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、別に定めるところにより知事と貸与契約を締結しなければならない。

#### （貸与の方法）

第7条 知事は、借受者から大阪府地域医療確保修学資金等交付請求書（様式第5号）の提出を受けて修学資金等の貸与を行う。

#### （貸与の決定の取消及び停止）

第8条 知事は、要綱第9条第1項の規定により、貸与の決定を取り消したときは、大阪府地域医療確保修学資金等貸与取消通知書（様式第6号）により通知する。

(返還手続)

第9条 要綱第10条の規定により、修学資金等の返還が必要であるときは、知事は調査の上、返還を決定する。

- 2 前項の規定により返還を決定したときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還決定通知書(様式第7号)により通知する。

(返還債務の猶予手続)

第10条 借受者は、要綱第11条の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとするときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還猶予申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、猶予を受けようとする事由の内容を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、返還債務の履行の猶予を決定したときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還猶予決定書(様式第9号)により通知する。

(指定診療業務の指定)

第11条 要綱第12条第1項第3号ロに定める業務は、厚生労働省が実施する「医師・歯科医師・薬剤師調査」結果その他地域の実情を勘案し、大阪府医療対策協議会の意見を聴取して決定する。

- 2 要綱第12条第2項に定める指定診療業務は、次のとおりとする。

- 一 要綱第12条第2項第一号に定めるもののうち、次のいずれかに該当するもの
  - イ 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項(平成14年厚生労働省告示第158号)」第26条及び「厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準(平成14年厚生労働省告示第159号)」により広告可能な専門医資格(以下「広告可能な専門医」という)を認定する団体として認められた団体のうち公益社団法人日本産科婦人科学会が認定する専攻医指導施設に指定された施設における産婦人(産)科の診療業務
  - ロ 広告可能な専門医を認定する団体として認められた団体のうち公益社団法人日本小児科学会が指定する専門医研修施設として指定された施設における小児(新生児)科の診療業務
- 二 要綱第12条第2項第二号に定めるもののうち、次の条件を満たすもの
  - イ 固定制又は通年制で対応する医療機関であること
  - ロ 広告可能な専門医を認定する団体として認められた団体のうち公益社団法人日本小児科学会が指定する専門医研修施設として指定された施設における小児科の診療業務

三 要綱第12条第2項第三号に定めるものうち、広告可能な専門医を認定する団体として認められた団体のうち一般社団法人日本救急医学会が認定する救急科専門医指定施設における診療業務

四 要綱第12条第2項第四号に定めるものうち、広告可能な専門医を認定する団体として認められた団体のうち一般社団法人日本専門医機構が認定する総合診療専門研修基幹施設における内科（総合診療科を含む。）、小児科又は救急科の診療業務

- 3 知事は、指定診療業務のうち、医師不足の状況や地域における役割等を考慮し、医師の確保が特に必要な医療機関における診療業務として、重点指定診療業務を指定することができる。重点指定診療業務を指定するときは、大阪府医療対策協議会の意見を聴取するものとする。

（業務従事期間の計算）

第12条 要綱第12条第1項第一号及び第二号に定める指定診療業務並びに要綱第12条第1項第三号に定める診療業務に従事した期間の計算は、当該医療機関の定める常勤医師の所定労働時間と同等の時間、勤務をした期間により計算する。

ただし、育児、介護、その他やむを得ない事由により所定労働時間を短縮された場合は、その所定労働時間が週当たり20時間を超える期間について業務に従事した期間として算入する。

- 2 要綱第12条第3項に定める就業規則等により勤務を禁止又は免除された期間を除き、疾病、負傷その他の事由により業務に従事することができなかつた期間は、業務に従事することができなかつた最初の日から最後の日までの日数により計算する。

（返還債務の免除手続）

第13条 要綱第14条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、次の各号に定める場合に  
応じ、それぞれ大阪府地域医療確保修学資金等返還債務免除申請書（様式第10-1号、様式第10-2号又は様式第10-3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない

一 要綱第12条第1項第1号、第2号及び第3号の規定によるとき

- イ 医師免許証の写し
- ロ 業務従事証明書（様式第11号）

二 要綱第12条第1項第4号の規定によるとき

- イ 医師免許証の写し
- ロ 業務従事証明書（様式第11号）
- ハ 業務上の理由により業務に従事できなくなったことを証明する書類

三 要綱第13条の規定によるとき

- イ 事実を証明する書類

3 知事は、返還債務の免除を決定したときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還債務免除決定通知書（様式第12号）により通知する。

（借受者の義務等）

第14条 借受者は、修学資金等の返還及びその利息の支払いの債務を負うことがなくなるまでの間、毎年3月31日現在の現況報告書（様式13号）を知事に提出しなければならない。

（届出等）

第15条 要綱第15条の規定により届出が必要となったときは、届出書（様式第14号）を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、届出を行う事由の内容を証明する書類を添付しなければならない。

（附則）

この要領は、平成21年4月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（附則）

この要領は、平成21年8月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（附則）

この要領は、平成22年3月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（附則）

この要領は、平成23年4月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（附則）

この要領は、平成25年4月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

（附則）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、要領第12条第1項及び第2項の規定は平成21年4月1日から適用する。

（附則）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（附則）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年7月29日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年11月17日から施行する。